

山梨県町村議会事務協議会会則

昭和56年 6月23日制定 昭和62年 5月13日改正

昭和63年 4月27日改正 平成 7年 6月 2日改正

平成17年 4月22日改正 平成19年 2月23日改正

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 この会は「山梨県町村議会事務協議会」と称し、事務所を山梨県町村議会議長会事務局内に置く。

(組 織)

第2条 この会は、町村の議会事務局職員をもって組織する。

(目 的)

第3条 この会は、会員相互に協力し、議会事務に必要な法令の研究及び協議を行うとともに、議決機関の円滑なる運営に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 議会事務に関する法令の研究、行政実例、判例等の調査について協議を行うとともに、町村相互の情報連絡を図る。
- (2) 議会運営に必要な職員の研修を行う。
- (3) 議会運営の促進を図るための諸事業の推進及び図書等の斡旋を行う。

第2章 会 議

(会 議)

第5条 この会の会議は、町村議会事務局長会議とし、会長がこれを招集する。

2 会議の議長は、会長がこれを行う。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。会長・副会長ともに事故あるときは、予め会長の指定した者がその職務を行う。

(町村議会事務局長会議)

第6条 町村議会事務局長会議は、必要に応じてこれを開く。

2 会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の改正。
- (2) 会長及び副会長の承認。
- (3) 事業計画の決定。
- (4) 会務の運営に関する事項。
- (5) その他会長が必要と認める事項。

第3章 役員

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名

2 会長、副会長は、山梨県町村議会議長会の会長、副会長の職にある者の所属するそれぞれの当該事務局長をもって充てる。

(役員職務権限)

第8条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

第4章 庶務

(事務局及び職員)

第9条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局職員は、会長が山梨県町村議会議長会事務局職員を委嘱する。

附 則

この会則は、平成19年2月23日から施行する。